

令和2年第9回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年6月23日（火）午前10時00分

2 場 所 北上市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲
高橋 善郎
高橋 きぬ代
照井 渉
佐藤 和美

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	齋藤 昌彦
総務課長	澤藤 樹史
学校教育課長	高橋 秀和
子育て支援課長	石川 貴洋
文化財課長	小田嶋 知世
学校給食センター所長	高橋 良枝
中央図書館長	児玉 康宏
博物館長	杉本 良
鬼の館長	島津 秀仁

(2) まちづくり部

まちづくり部長	小原 学
生涯学習文化課長	及川 勝彦
スポーツ推進課長	平野 大介

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案2件及び協議2件が原案のとおり可決、承認された。

議案第12号 北上市就学審議委員会委員の任命について

議案第13号 北上市社会教育委員の任命について

協議第21号 北上市子ども・子育て会議委員の任命について

協議第22号 北上市教育振興基本計画策定方針について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時00分)

教育長 ただいまから令和2年第9回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

教育長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、教育長事務報告に入ります。

教育長 (別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

(「無し」との発言あり)

教育長 それでは日程第3 議事に入ります。

議案第12号「北上市就学審議委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 ただいま上程になりました議案第12号北上市就学審議委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

現在の15人の委員のうち、3人が辞任したことから、後任の委員を任命しようとするものであります。

新たに任命しようとする委員は、山本ゆかりさん、前田千代子さん、高橋美恵子さんの3人です。

任期は、前任者の残任期間である令和2年7月1日から令和3年6月30日までとするものであります。

いずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第11号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

高橋 善郎 委員

3名の辞任者はどの方々になりますでしょうか。

学校教育課長

黒沢尻幼稚園の佐々木 千栄子 前園長、大通り保育園の八重樫 祐子 前園長となります。併せて、こども療育センターからの推薦者が、園長から副園長へ変更したものであります。

佐藤 和美 委員

社会教育委員資料に選任区分が添付されており、同様の資料を提示いただきたいです。

学校教育課長

後日、提示させていただきます。

教育長

今後も委員任命の際は、同様の選任区分を提示させていただきます。

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第12号は、原案のとおり可決することに御異

議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号「北上市社会教育委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました議案第13号北上市社会教育委員の任命について、提案理由を申し上げます。

20人の社会教育委員が任期満了となることから、後任の委員を任命しようとするものです。

新たに任命する委員は、菅沼貴裕さん、小原隆蔵さん、小澤百合子さん、藤原奈央さん、都鳥拓也さん、佐藤彗子さんの6名で、高橋雄一郎さん、高橋亨さん、高橋郁子さん、八重樫健さん、阿部佳代さん、佐藤敏英さん、岩淵正充さん、菊地恵子さん、折居裕恵さん、松田幸三さん、菅原浩一さん、齋藤康さん、奥山則男さん、高橋悦子さんにあつては引き続き任命しようとするものです。

任期は令和2年7月1日から4年6月30日までとするものであります。

いずれの方々も、豊富な経験を有しており、人格、識見とも適任と確信し任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第13号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長 選任区分資料のとおり、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者の4区分で選出したものであります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

高橋 善郎 委員 家庭教育関係者として、NPO法人未来の扉から推薦を受けておりますが、前回も同団体が推薦した方を委員としておりましたでしょうか。

生涯学習文化課長 同団体からの推薦をいただくのは、今回からとなります。当センターに社会教育団体として登録いただいている団体のうち、現在の活動状況を鑑みて、同団体に推薦を依頼したものととなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第21号「北上市子ども・子育て会議委員の任命について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第21号北上市子ども・子育て会議委員の任命について、協議理由を申し上げます。

北上市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法で定め

られた「子ども・子育て支援事業計画」の策定や実施状況等について審議・検討する機関として設置しており、子育て関係者や保護者、児童福祉団体等からの推薦を受けて15名の委員を委嘱しておりますが、2名の辞任があったことから、その後任として、各団体から推薦を受けた八重樫龍平さん、斎藤芳里さんを新たな委員に任命しようとするものです。

任期は前委員の残任期間で、令和2年7月1日から令和4年1月31日とするものであります。

2名の方はいずれも、人格、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御協議の上、原案のとおり承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第21号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

高橋 善郎 委員

PTA連合会からは、副会長が同委員に推薦されていたと思っておりましたが、推薦方法が変わったもののでしょうか。

子育て支援課長

推薦団体であるPTA連合会の判断として、これまで同委員に推薦されていた副会長が他委員等に就任したこと等から、今回は母親委員である斎藤氏が推薦されたものと伺っております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第21号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第22号「北上市教育振興基本計画策定方針について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第22号北上市教育振興基本計画策定方針について、協議理由を申し上げます。

北上市教育振興基本計画は、平成13年3月に策定して以来、本市の教育振興の目標及び方向並びにこれを達成するための総合的な教育行政施策を明らかにし、「北上市総合計画」の教育・子育て施策の具体的な内容を示しながら、北上市教育大綱の理念の実現を目指してまいりました。

今回、平成23年3月に策定した現計画が令和3年3月を終期としていることから、今年度中に新たな計画を策定する必要があり、その策定方針を協議するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第22号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

方針の前に、本計画の位置付けをご説明させていただきます。まずは、北上市教育大綱、北上市総合計画が上位計画となっております。

それ以外に教育振興計画に関連する計画として、各課で策定または中間見直しをする予定の計画がございます。楽しく子育てができる環境の分野では、北上市子ども・子育て支援事業計画が昨年度策定されている。これ以外にも、3分野で、今年度、策定及び中間見直しが予定されており、これらとも整合性を図

ることとしております。

現状と課題としては、今回の教育振興基本計画の検討をどのように進めるか整理しており、北上市総合計画基本構想の内容については、その内容を反映させることとしております。併せて、現教育振興計画については、現行計画における達成状況を評価し、今回の計画策定へ反映することとしております。

次に、今回の協議項目であります策定方針(案)については、北上市総合計画を基に第2次北上市教育大綱及び現在の社会背景を踏まえた策定とすることで作業を進めたいと考えております。

具体的には、北上市総合計画における基本目標【ひと】「未来に輝く、未来を創る人づくり」に沿い、基本目標、方針を整理することを基本として策定することを考えております。これに加え、第2次北上市教育大綱についても整合性を図ることとしております。また、現教育振興計画の策定時点から状況が変わっておりますので、現在の社会背景を踏まえ、課題を設定したいと考えております。

計画期間は、令和3年度から令和12年度となります。

今後の進み方ではありますが、策定方法としては、検討組織にて検討を進めることとしております。教育振興基本計画策定検討委員会として、社会教育委員等の教育関係組織、校長会等の教育機関、自治組織連絡協議会等の地縁団体から推薦をいただきまして組織し、当該計画案に対する意見を伺うこととしております。

また、実際の計画案を策定する組織としまして、教育振興基本計画策定幹事会を組織しまして、幹事長を教育部長とし、関係課長により計画案を作成することとしております。

策定日程ですが、本日の教育委員会定例会において、策定方針の決定をいただき、検討委員会にて計画内容の検討を7月から全6回協議をいただいた上で、11月及び1月の総合教育会議にて、パブリックコメントに係る協議及び報告を行う予定としております。

その後、パブリックコメントを12月に実施し、最終的には、2月の教育委員会定例会で議決をいただきたいと計画しております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

高橋 きぬ代 委員 意見となりますが、現状と課題については、全国的に同じようなものになると思われませんが、方針については、北上として独自の取り組みが見える基本計画になればと思っております。

総務課長 現在検討中の、総合計画のアクションプランと整合性を図って検討を進めたいと思っております。
今後も随時、検討状況を提示させていただきます。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第22号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時40分)